2012年4月13日

各　位

会 社 名　　日本たばこ産業株式会社
代 表 者 名　代表取締役社長　木村　宏
（コード番号 2914
東証・大証・名証 第一部、福証・札証）
問合せ先　　ＩＲ広報部（TEL 03-3582-3111（代表））

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について

当社は、本日開催の取締役会にて、下記のとおり株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更を決議しましたのでお知らせいたします。

記

１．株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

当社株式の投資単位当たりの金額の引き下げにより、投資家が当社株式に、より一層投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図ることを目的として、１株につき 200 株の割合をもって株式分割を行うことといたしました。

また、株式分割と同時に、全国証券取引所が 2014 年 4 月 1 日までに売買単位を 100 株又は 1,000 株に集約することを踏まえ、単元株式数を 100 株とする単元株制度を採用します。

これらにより、当社株式の投資単位当たりの金額は、株式分割及び単元株制度採用前の２分の１になります。

２．株式分割の概要

(1)　分割の方法

2012 年 6 月 30 日（土）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 200 株の割合をもって分割いたします。

(2)　分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	10,000,000 株
今回の分割により増加する株式数	1,990,000,000 株
株式分割後の発行済株式総数	2,000,000,000 株

(3)　分割の日程

基準日公告	2012 年 5 月 31 日（木）
基準日	2012 年 6 月 30 日（土）
効力発生日	2012 年 7 月 1 日（日）

３．単元株制度の採用

(1)　新設する単元株式の数

上記株式分割の効力発生を条件として、単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2)　新設の日程

効力発生日　　2012 年 7 月 1 日（日）

４．定款の一部変更

(1)　変更の理由

上記の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づき、定款を一部変更するものです。

(2)　変更の内容

①　定款第 6 条を変更し、発行可能株式総数を 7,960,000,000 株増加して、8,000,000,000 株とする。

②　定款第 7 条を新設し、単元株式数を 100 株とする。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
（発行可能株式総数） 第 6 条　本会社の発行可能株式総数は、4,000 万株とする。	（発行可能株式総数） 第 6 条　本会社の発行可能株式総数は、80 億株とする。
（新設）	（単元株式数） 第 7 条　本会社の単元株式数は、100 株とする。

なお、本年 6 月開催予定の第 27 回定時株主総会において、上記内容とは別に、単元未満株式の権利及び単元未満株式の売渡請求に関する規定の新設を行う定款変更議案を付議する予定です。

(3)　変更の日程

効力発生日　　2012 年 7 月 1 日（日）

(4)　変更の条件

上記変更の内容については、2012 年 6 月 30 日（土）までに財務大臣の認可を受けることが条件となります。

【ご参考】

１．今回の株式分割に際しては、資本金の増加はありません。

２．今回の株式分割は 2012 年 7 月 1 日を効力発生日としておりますので、2012 年 3 月期期末配当金につきましては、株式分割前の株式が対象となります。

以上